

中小企業者等の金融円滑化に向けた基本方針

平成 21 年 12 月 2 日
熊 本 県 信 用 組 合
理 事 長 守 屋 克 彦

健全な事業を営むお客様等に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、当組合の最も重要な役割の一つであります。

当組合創設の精神である相互扶助を積極的に発揮し当組合の組合員及び地域内のお客様のお役に立ち、満足と信頼を得られるよう、金融仲介機能をより発揮し役職員全員が真摯に対応いたします。

- 1．中小企業のお客様からの事業資金の弁済に係る負担の軽減に関する申出や資金繰り等に関する申出があった場合には、中小企業者等の特性及びその事業の改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟な対応を行います。
- 2．住宅ローンご利用先からの債務弁済に係る負担の軽減に関する申出があった場合には、お客様の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済にかかる負担を軽減するために必要な措置を取ることといたします。
- 3．貸付条件の変更等の申出がない場合においても、お取引先の事業者および住宅ローンご利用先の実情をできる限りお聞きし、貸付条件変更等が有効であると判断される場合には積極的に提案を行ってまいります。
- 4．特に住宅ローンご利用先につきましては、貸付条件等の相談に積極的に応じることをお知らせするために、当組合から行動を起こし周知活動に努力いたします。
- 5．上記の相談について、やむを得ず拝辞する場合には、理解と納得を得られる説明をするよう最大限の努力をいたします。

なお、当組合は、方針実現のために「中小企業者等金融円滑化対応本部」を設置し、態勢整備、情報の収集、分析、報告等の対応を行ってまいります。

以 上